

【諮問事項】

令和2年度納付金の算定方法について

《目次》

資料6 諮問書（令和元年10月28日）

○参考資料

- ・国保制度の概要（都道府県と市町村の役割分担）
- ・国民健康保険事業費納付金算定の流れ
- ・令和2年度納付金の算定方法について（参考）
- ・激変緩和の計算の流れ

（令和元年11月12日開催 令和元年度第1回鳥取県国民健康保険運営協議会資料）

第201900190663号
令和元年10月28日

鳥取県国民健康保険運営協議会
会長 石川 真澄 様

鳥取県福祉保健部長 宮本 則明



諮 問 書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、法第75条の7第1項の規定による令和2年度国民健康保険事業費納付金の徴収に関することについて、別紙「令和2年度国民健康保険事業費納付金の算定方法について」により決定したいので、諮問します。

（担当）健康医療局医療・保険課国民健康保険担当 平尾
電話 0857-26-7975

令和2年度国民健康保険事業費納付金の算定方法について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の規定による令和2年度国民健康保険事業費納付金の算定については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）並びに鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号。以下「条例」という。）及び鳥取県国民健康保険運営方針（平成30年3月鳥取県策定）に基づき算定することとしているが、条例第8条の規定による知事が定める数を次のとおりとする。

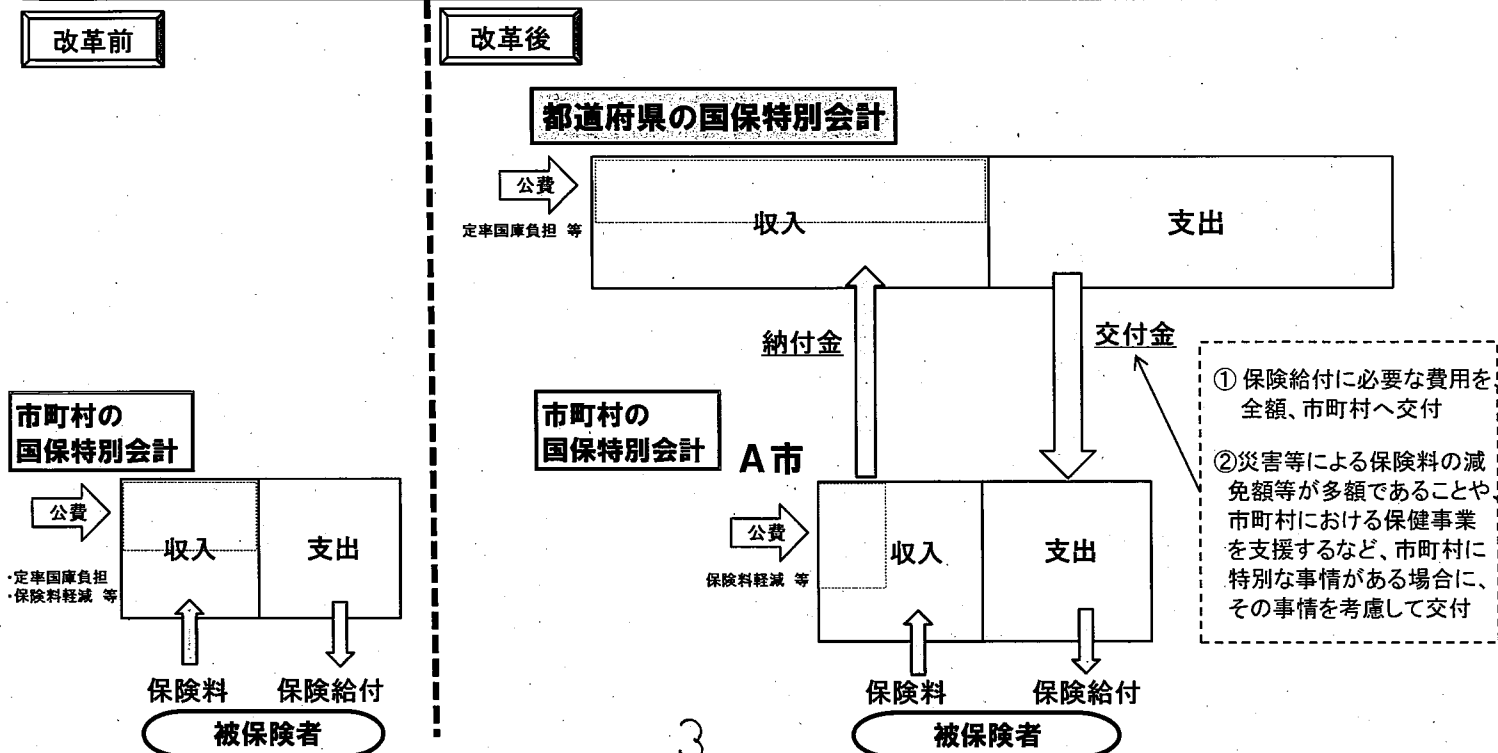
	令和2年度 知事が定める数 (案)	参考（運営方針）
医療費指数反映係数 (α) (条例第9条第1項関係)	1	(運営方針) 医療費反映係数 α の値は、 <u>県内市町村の医療費水準の差異の状況や保険料(税)の統一化</u> について、市町村との検討を踏まえ、毎年告示により示すこととする。
(参考) 医療費指数反映係数：各市町村の医療費水準の差をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数 (0以上1以下の範囲内) $\alpha=1$ の場合 医療費水準の差を納付金配分に全て反映 $\alpha=0$ の場合 全く反映させない		
所得係数 (β) (条例第11条、第15条、第19条関係)	国が示す 係数とする。	(運営方針) 市町村との協議を踏まえ、国が示す係数を使用することとし、毎年告示により示すこととする。
(参考) 所得係数：所得の水準をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数。 応能割の配分：応益割の配分 = $\beta : 1$ となる。 全国の平均的な所得水準の都道府県の場合は、 $\beta=1$ となり、 応能での配分納付金：応益での配分納付=50:50となる。		
均等割指数 (条例第14条、第18条、第22条関係)	0.7	(運営方針) 均等割：平等割=70:30とする。
(参考) 均等割指数： 応益割（均等割及び平等割）の賦課総額に占める均等割の割合		

国保制度の概要（都道府県と市町村の役割分担）

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施(データヘルス事業等)

改革後の国保財政の仕組み

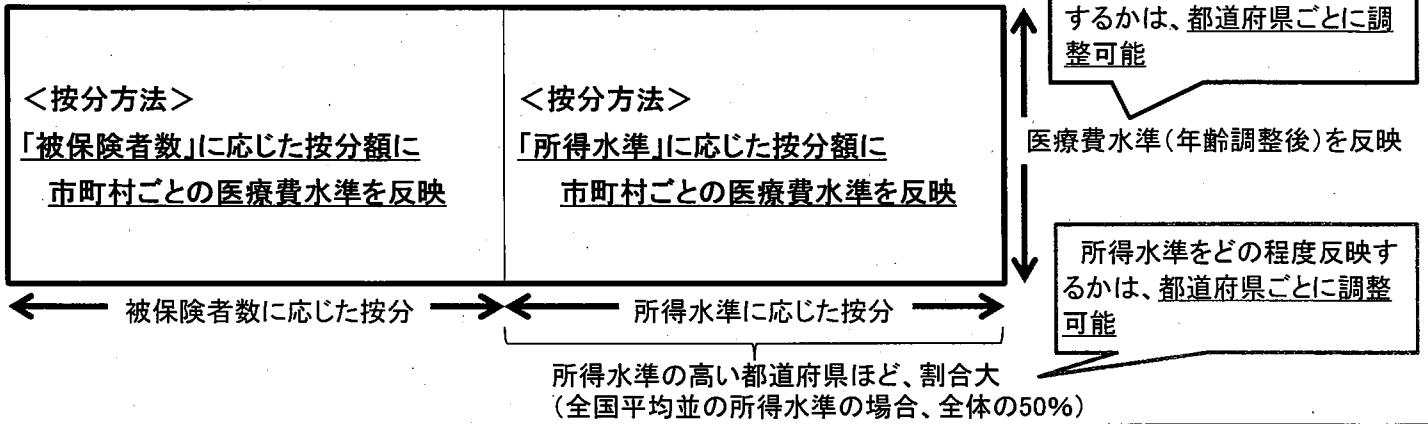
- 都道府県が財政運営の責任主体となり、**市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う**(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
 ※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。



納付金の市町村への配分

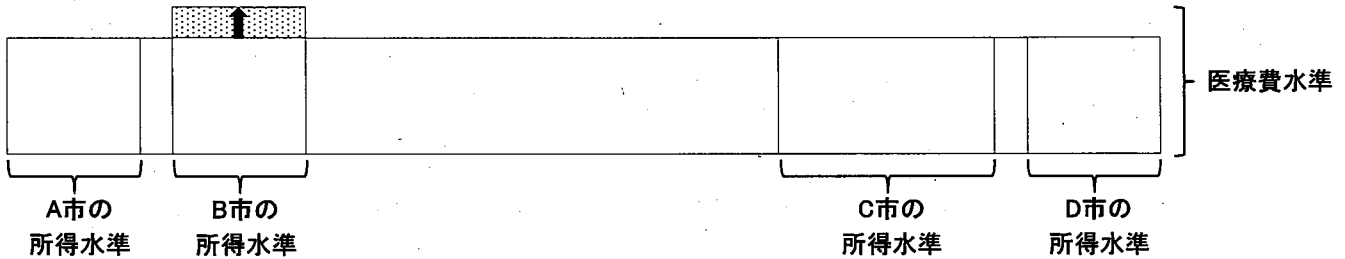
○ 都道府県が、都道府県内の保険料収納必要額(医療給付費－公費等による収入額)を市町村ごとの「被保険者数」と「所得水準」で按分し、それぞれに「医療費水準」を反映することにより、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定

〈市町村の納付金額〉



○ 市町村の所得水準が同じ場合、年齢構成の差異の調整後の医療費水準が高いほど納付金の負担が大きくなり、医療費水準に応じた負担となる。

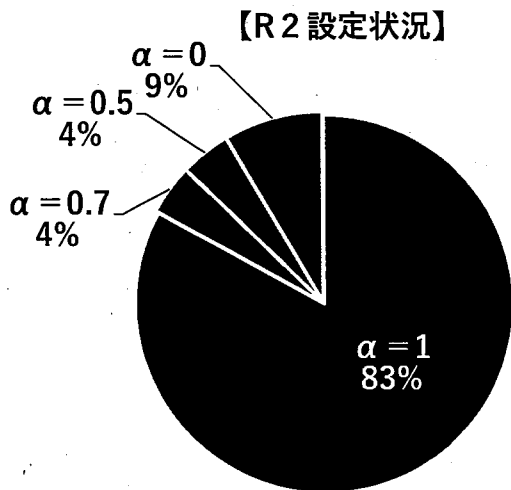
○ 年齢調整後の医療費水準が同じ場合、市町村の所得水準が高いほど納付金負担が大きくなり、公平な保険料水準となる。



α (医療費指数反映係数) の設定状況 (令和2年度仮算定)

(2019年ブロック会議時の都道府県ヒアリングの結果を参考に作成)

(α) : 納付金の算定に当たって、年齢調整後の医療費水準をどの程度反映するかを調整する係数



α	1	0.9	0.7	0.5	0
H30都道府県数	40	-	1	2	4
H31都道府県数	39	1	1	2	4
R2都道府県数	39	0	2	2	4
		-	三重県、群馬県 (0.75)	北海道、宮城県	滋賀県、大阪府、奈良県、広島県

α = 1
市町村の年齢調整後医療費水準を納付金の配分に反映

α = 0
市町村の年齢調整後医療費水準を納付金の配分に反映しない

【(参考) 令和6年度までの検討状況】

- 上記の都道府県の他にも、将来的に医療費水準の差異を反映しない算定方法(α = 0)の導入に向け、段階的な変更を検討している都道府県が複数存在。
(例) R6年の運営方針の改訂等に合わせて徐々にα = 0に近づけていき (例: 0.7、0.5、0.2) R6年以降、α = 0とする 等
- その他、現状、具体的な期限は定まっていないが、令和2年末の運営方針の改訂に合わせ、保険料統一に向けたロードマップ等の作成を検討している都道府県も存在。

- 平成30年度においては、追加公費の投入(1,700億円規模)が行われるため、一般的には、平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びは抑制・軽減されることとなる。
- ただし、国保の財政運営の仕組みが変わる(納付金方式の導入等)ことに伴い、一部の市町村においては、被保険者の保険料負担が上昇する可能性がある。

被保険者の保険料負担が改革の前後で急激に増加することを回避するための重層的な仕組みを用意

ア)市町村ごとの「納付金の設定」の際の対応

- 納付金の算定にあたって、各都道府県は、市町村ごとの医療費水準や所得水準の差を、納付金にどの程度反映させるかを定めることになるが、激変が生じにくい反映方法を用いることを可能とする。

イ)「都道府県繰入金」による対応

- 都道府県繰入金(給付費の9%相当)の活用により、市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな激変緩和措置を講じることが可能な仕組みを設ける。

ウ)「特例基金」による対応

- 施行当初の激変緩和の財源を確保するため、各都道府県ごとの「特例基金」を国費により設け、これを計画的に活用することが可能な仕組みを設ける。(平成30～35年度の時限措置。基金の規模は全国で300億円【6年間で活用】)

エ)「追加激変緩和財源」による対応

- 施行当初の激変緩和財源の充実に関する地方団体からの要請を踏まえ、平成30年度から投入する1,700億円のうちの300億円を追加激変緩和財源として確保し、都道府県ごとの柔軟な活用を可能とする。(施行当初の暫定措置。令和2年度は全国で200億円【単年度で活用】)。さらに、令和2年度は、特別調整交付金による追加激変緩和措置として80億円を交付。

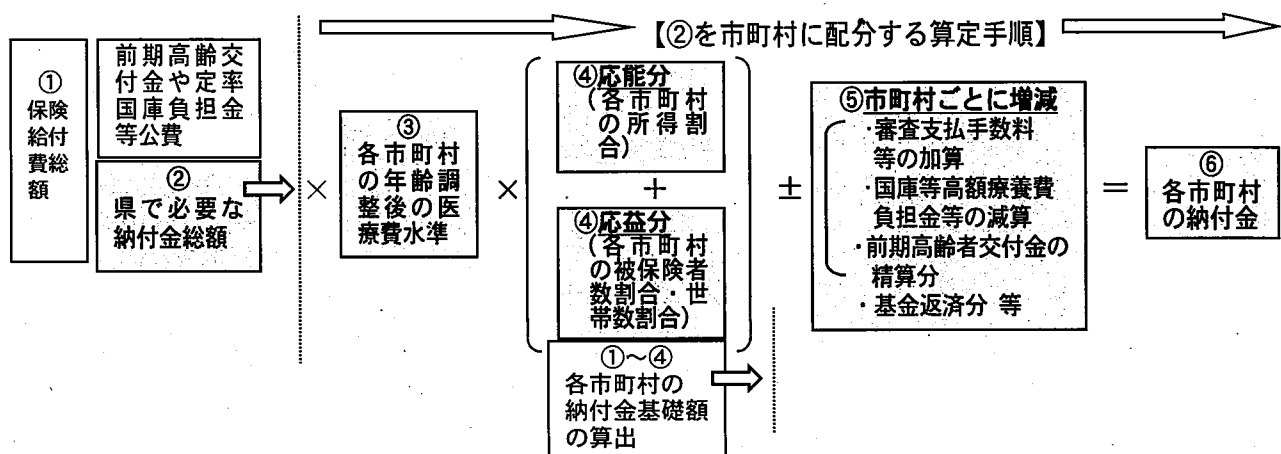
※ 決算補填目的等のための法定外一般会計繰入を削減したことによる変化は緩和措置の対象外

国民健康保険事業費納付金算定の流れ

○納付金の額は、県全体の保険給付費総額の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して配分額を決定する。

○各市町村の納付金額は、一般納付金基礎額分（医療分）＋後期高齢者支援金等納付金基礎額＋介護納付金納付金基礎額分＋市町村別加算分－市町村別減算分とする。（算定政令第8条～第13条）

〈納付金の算定イメージ〉



※ 上記のイメージの①～⑥は次のとおり。

① 県全体の保険給付費を推計（過去3年間の伸び率を勘案して推計）

【納付金を算定する対象（運営方針）】

・国が示す対象範囲（療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費並びに前期高齢者納付金等）

② ①から国庫負担金等の公費を除き、県全体の納付金総額を算出

③④ 各市町村の納付金基礎額を算出

県全体の納付金総額×

$$[1 + \alpha \times (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)] \times [\beta \times (\text{応能(所得)の割合}) + (\text{応益(被保険者・世帯)の割合})] / (1 + \beta) \times \gamma$$

※ 本県の場合は、運営方針において3方式により算定と規定（応能分は所得割のみ）

※ 後期高齢者支援金分、介護納付金分については、医療分と同様な考え方により按分

※ α （医療費指数反映係数）は、医療費指数をどの程度反映させるか調整する係数（ $0 \leq \alpha \leq 1$ ）

$\alpha = 1$ の場合、医療費指数を納付金の配分にすべて反映させる

$\alpha = 0$ の場合、医療費指数を納付金の配分にまったく反映させない

※ β （所得係数）は、所得の割合をどの程度納付金の配分に反映させるか調整する係数
 全国の平均的な所得水準の都道府県の場合 $\Rightarrow \beta = 1$

応益での配分納付金：応能での配分納付金＝50：50

※ γ （調整係数）は、各市町村の納付金基礎額の総額を、県の総額に合わせるための係数

⑤ ④の納付金基礎額に各市町村固有の経費となる審査支払手数料等の加算、高額医療費負担金の減算等の増減を勘案

⑥ 各市町村の納付金を決定

令和2年度納付金の算定方法について（参考）

- 本県の納付金の算定は、国のガイドラインに示された算定方式を基本としている。
- 原則として、納付金の額は県全体の保険給付費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して配分額を決定するが、算定に必要な医療費係数の取扱い等、市町村と合意を得て算定している。

また、納付金は次の3区分（医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分）の算定の合計額となる。
 さらに、本書では、仮想市町村を設定（仮定の係数等の設定）し、納付金算定の流れを具体的に例示しているため、金額・係数は参考数値である。

【医療分】

算定のイメージ	算定に関する説明
<p>① 保険給付費総額</p> <p>前期高齢交付金や定率国庫負担金等公費</p> <p>② 県で必要な納付金算定基礎額</p> <p>③ 各市町村の年齢調整後の医療費水準</p> <p>④ ④ 応能分 (各市町村の所得割合)</p> <p>④ ④ 応益分 (各市町村の被保険者数割合・世帯割合)</p> <p>⑤ 調整係数</p> <p>⑥ 各市町村の納付金基礎額 (①~⑤)</p> <p>⑦ 市町村ごとに増減・審査支払手数料等の加算・国庫等高額療養費負担金等の減算・前期高齢者交付金の精算分・激変緩和措置分⑧等</p> <p>⑨ 各市町村の納付金</p> <p>②を各市町村に配分する算定基準</p>	<p>※ ①~⑨は左の納付金算定のイメージ図に対応。</p> <p>① 県全体の保険給付費を推計 (H30をベースとし、消費税率引上げや70歳以上の高齢者の医療費等の特殊事情を勘案して推計) 約420億円</p> <p>② ①から国庫負担金等の公費 約300億円 を除く 県で必要な納付金算定基礎額 約120億円 を算出</p> <p>仮想の市町村（算出例を提示する仮想の団体各種係数等） 医療費指数:1.05 所得割合:15% 被保険者割合:10% 世帯割合:12%</p> <p>③ ②の納付金総額に各市町村の年齢調整後の医療費水準を勘案 $[1 + \alpha \times (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)]$ ※ α (医療費指数反映係数) = 1 (→ 医療費指数を納付金の配分にすべて反映)</p> <p>④ ③に各市町村の県内の応能 (所得割合 ※)、応益 (被保険者数割合や世帯割合) を反映。 (※ 本県の納付金算定では3方式を採用しているため、所得割合勘案) $[\beta \times (\text{応能所得の割合}) + (\text{応益(被保険者・世帯)の割合})] / (1 + \beta)$ ※ β (所得係数) = 県平均 0.80 被保者:世帯=0.7:0.3</p> <p>(仮想市町村の計算例) $120 \text{億} \times 1.05 \times (0.8 \times 0.15 + 0.7 \times 0.1 + 0.3 \times 0.12) / 1.8 = 15.8 \text{億円}$ ※ $1.8 = 1 + 0.8$ (所得係数)</p> <p>⑤ 各市町村の納付金基礎額の総額を、県の総額に調整 (仮想市町村の計算例) ※R2調整係数:0.97 (仮数値) $15.8 \text{億円} \times 0.97 = 15.3 \text{億円}$</p> <p>⑥ 市町村ごとの納付金基礎額</p> <p>⑦ ⑥の納付金基礎額に各市町村固有の経費となる審査支払手数料等の加算、高額医療費負担金の減算等の増減を勘案 (仮想市町村では0.5億円増)</p> <p>⑧【対象市町村の激変緩和の算定】 ・保険料で集めるべき一人当たり保険料(※)を算出し、H29の額と比較する。 ・比較結果で5.4%以上(年1.8%×3年分)超過する市町村に激変緩和を実施。 ・激変緩和に投入する額は、市町村と合意済み。 激変緩和投入額=約2.4億円(仮数値) (仮想市町村では医療分の激変緩和額は0.16億円)</p> <p>⑨ 各市町村の納付金を決定 医療分:約111億円 (仮想市町村では医療分 15.8億円)</p>

【後期高齢者支援金分】

算定のイメージ	算定に関する説明
<p>① 後期高齢者支援金</p> <p>後期高齢者支援金や庫費 高年齢者負担金等 ② 県で必要な納付金算定基礎額</p>	<p>納付金の額は、県全体の後期高齢者支援金等の見込みを立て、交付を受けることが見込まれる公費等の推計も併せて行う。 ※ ①～⑥は左の納付金算定のイメージ図に対応。</p> <p>① 県全体の後期高齢者支援金等を推計 約 70 億円 ② ①から国庫負担金等の公費 約 33 億円 を除く 県で必要な納付金算定基礎額 約 37 億円 を算出</p>
<p>↓</p> <p>×</p> <p>③ 応能分 (各市町村の所得割合) +</p> <p>③ 応益分 (各市町村の被保険者数割合・世帯数割合)</p> <p>×</p> <p>④ 調整係数</p> <p>↓</p> <p>②を各市町村に配分する算定基準</p>	<p>仮定の市町村（算出例を提示する仮定の団体各種係数等） 所得割合:15% 被保険者割合:10% 世帯割合:12%</p> <p>③ ②に各市町村の県内の応能（所得割合※）、応益（被保険者数割合や世帯割合）を反映。 （※本県の納付金の算定では3方式を採用しているため、所得割合勘案） $[\beta \times (\text{応能(所得)の割合}) + (\text{応益(被保険者・世帯)の割合})] / (1 + \beta)$ ※ β（所得係数）= 県平均 0.80</p> <p>（仮定市町村の計算例） $37 \text{ 億円} \times (0.8 \times 0.15 + 0.7 \times 0.1 + 0.3 \times 0.12) / 1.8 = 4.6 \text{ 億円}$ ※ $1.8 = 1 + 0.8$（所得係数）</p> <p>④ 各市町村の納付金基礎額の総額を、県の総額に調整 （仮定市町村の計算例） ※R2 調整係数:1 $4.6 \text{ 億円} \times 1 = 4.6 \text{ 億円}$</p>
<p>⑤ 各市町村の納付金基礎額 (①～④)</p> <p>—</p> <p>⑥ 市町村ごとに増減 ・精算額 ・激変緩和措置分</p> <p>=</p> <p>⑦ 各市町村の納付金</p>	<p>⑤ 市町村ごとの納付金基礎額</p> <p>⑥ ⑤の納付金基礎額に対象市町村の激変緩和等を勘案 （仮定市町村では 0.8 億円減額）</p> <p>【対象市町村の激変緩和の算定】 激変緩和投入額 = 約 2.0 億円 （仮定市町村では上記減額のうち激変緩和 0.26 億円）</p> <p>⑦ 各市町村の納付金を決定 後期高齢者支援分：約 32 億円 （仮定市町村では支援分 3.8 億円円）</p>

【介護納付金分】

算定のイメージ	算定に関する説明		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">① 介護納付金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">介護納付金 負担率 国庫負担 金等公費</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">② 県で必要 な納付金 算定基礎 額</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</p>	介護納付金 負担率 国庫負担 金等公費	② 県で必要 な納付金 算定基礎 額	<p>納付金の額は、県全体の介護納付金等の見込みを立て、交付を受けることが見込まれる公費等の推計も併せて行う。 ※ ①～⑥は左の納付金算定のイメージ図に対応。</p> <p>① 県全体の介護納付金を推計 約 24 億円 ② ①から国庫負担金等の公費 約 11 億円 を除く 県で必要な納付金算定基礎額 約 13 億円 を算出</p>
介護納付金 負担率 国庫負担 金等公費	② 県で必要 な納付金 算定基礎 額		
<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">②を各市町村に配分する算定基準</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>③ 応能分 (各市町村の所得 割合)</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>③ 応益分 (各市町村の被保 険者数割合・世帯 数割合)</p> <p style="text-align: center;">×</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>④ 調整係数</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>仮定の市町村（算出例を提示する仮定の団体各種係数等） 所得割合:15% 被保険者割合:10% 世帯割合:12%</p> </div> <p>③ ②に各市町村の県内の応能（所得割合（※））、応益（被保険者数割合や世帯割合）を反映。 （※本県の算定は3方式のため、所得割合のみ勘案） $[\beta \times (\text{応能(所得の割合)} + (\text{応益(被保険者・世帯の割合)})] / (1 + \beta)$ ※ β（所得係数）= 県平均 0.78</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（仮定市町村の計算例） $13 \text{ 億円} \times (0.78 \times 0.15 + 0.7 \times 0.1 + 0.3 \times 0.12) / 1.78 = 1.6 \text{ 億円}$ ※ $1.78 = 1 + 0.78$（所得係数）</p> </div> <p>④ 各市町村の納付金基礎額の総額を、県の総額に調整 （仮定市町村の計算例） ※ R2 調整係数:1 $1.6 \text{ 億円} \times 1 = 1.6 \text{ 億円}$</p>		
<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>⑤ 各市町村の納付金 基礎額（①～④）</p> <p style="text-align: center;">-</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>⑥ 市町村ごとに増減 ・精算額 ・激変緩和措置分</p> <p style="text-align: center;">=</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑦ 各市町村の納付金</p> </div>	<p>⑤ 市町村ごとの納付金基礎額</p> <p>⑥ ⑤の納付金基礎額に対象市町村の激変緩和等を勘案 （仮定市町村では 0.6 億円減額）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【対象市町村の激変緩和の算定】 激変緩和投入額 = 約 0.9 億円 （仮定市町村では上記減額のうち激変緩和 0.73 億円）</p> </div> <p>⑦ 各市町村の納付金を決定 介護納付金分：約 10 億円 （仮定市町村では支援分 1.0 億円）</p>		

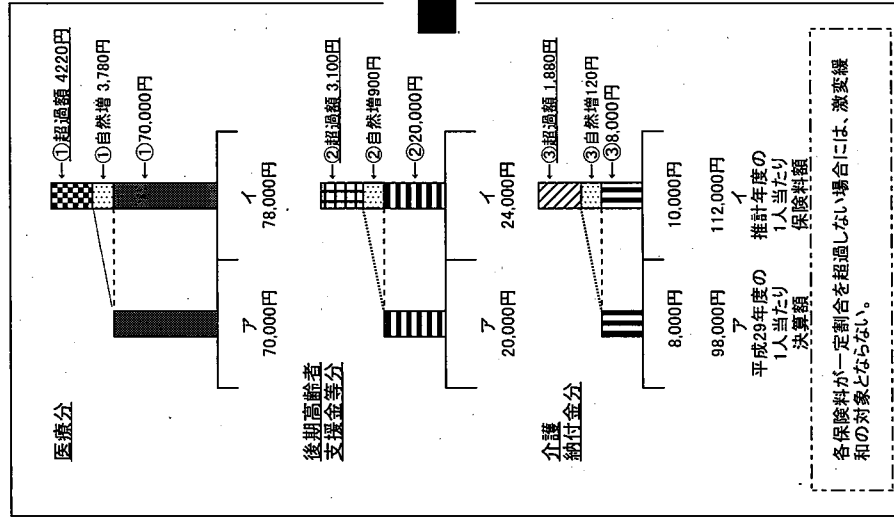
激変緩和の計算の流れ

- A: 医療分、後期支援分、介護納付金分の各区分ごとにH29決算額とR2算定を比較(丈比べ)
 B: 各区分を合算額し、合算額が一定割合(自然増は全体で年1.8%、医療1.8%、支援1.5%、介護0.5%)を超えると激変緩和の対象とする。
 C: Bの超過額を各区分ごとに比例配分し、各区分ごとに激変緩和措置対象額を算定

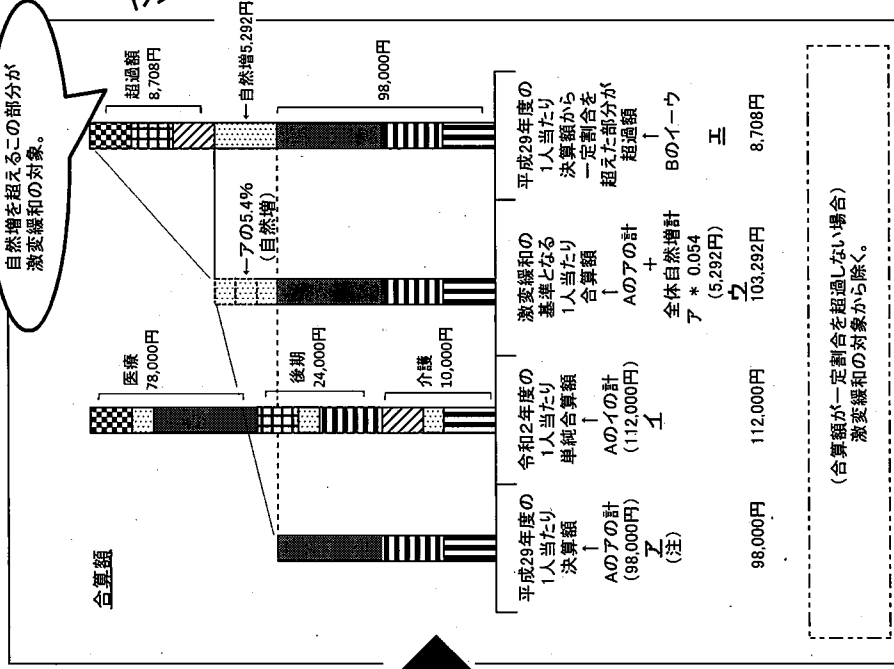
【基本的な考え方】

- ・制度改革に関わらず、医療費の増減はあり、本県の場合は過去の傾向から、年1.8%増(3年前のH29と比較するため、5.4%)までを自然増と見込む。
- ・この一定割合(自然増)を超える部分は、制度改革後の影響で伸びたものという考え方で、ここに激変緩和措置を講じるもの。
- ・各区分ごとに算出するため、全体で5.4%を超えなければ対象としない。

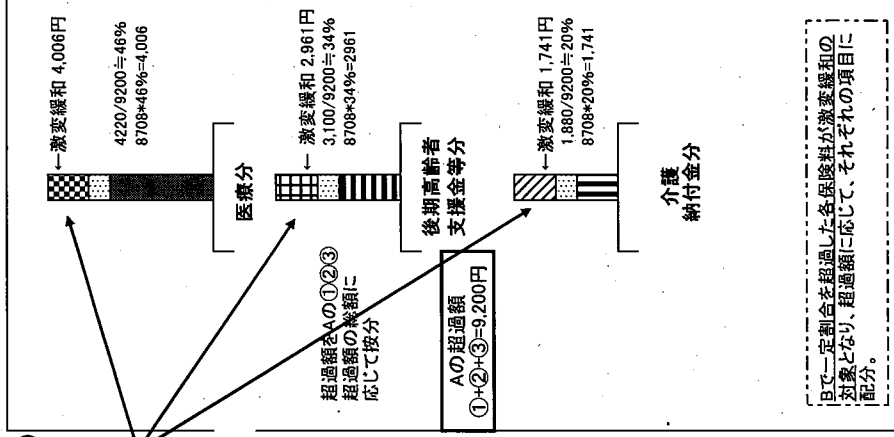
A: 各区分で1人当たり額をH29と比較(丈比べ)



B: 各区分の合算額から合算額で激変緩和の対象額を算出



C: Bの全体超過額を各区分のAで比例配分



※ 一定割合を算取層の場合は自然増(年1.8%)と設定し、令和2年度算定時においては、平成29年度との比較のため3年分の5.4%を設定。
 ・ 29年度1人当たり保険料を合計するときには、医療分+後期高齢者支援金等分+(介護分×R2年度介護被保険者数÷R2年度一般被保険者数)
 ・ R2年度1人当たり保険料を合計するときには、保険料総額(医療分+後期高齢者支援金等分+介護分)÷R2年度一般被保険者数の計算をする。
 ・ 合算額 激変緩和基準額を計算するときには、合算額ア×1.054の計算をする。